

2018年度予算要望書の提出にあたって

2017年 10月

日本共産党千葉市議会議員団

2018年度の予算要望書を提出します。

安倍政権による経済政策「アベノミクス」は、何本矢を射ても的が外れ、国民の所得も消費も低迷が続いています。「経世済民」経済政策の目的は国民生活の安定・向上のためにあるはずですが、政府は、繰り返し「景気は拡大している」と言いますが、拡大しているのは大企業の内部留保だけで、実に400兆円を突破したとされています。大企業が空前の利益を上げていても、その成果を賃上げや雇用拡大には使わず、社会への還元を背を向けているのが実態です。そのことが、国民の中に格差と貧困を広げ、少子化、子どもの貧困、教育格差など大きな歪みをつくり出す原因にもなっています。

このような国の悪政の下で自治体のなすべきことは、「住民の福祉の向上」のための施策を率先して実施することではないでしょうか。しかし、千葉市は「財政危機」を理由に、現市政の8年間で市民のくらし・福祉に係わる事業を合計276件、222億円も削減する一方、緊急性・必要性・採算性・環境への影響などの懸念から批判がありながらも、企業の利益のための事業には262億円も投入してきました。市民福祉向上のための予算が一部企業の利益に回されたとは言えないでしょうか。

今後の経済情勢は一向に改善の見通しがなければ、2019年10月からの消費税10%への増税が強行されることになれば、市民のくらしは一層厳しいものとなるのは明らかです。

市長が本気で「ひとりも起き去りにしない市政」をめざすのなら、財政を市民のくらし最優先に切り替えることがどうしても必要です。

日本共産党は、これまでも市民の声を議会に届け、市民要望の実現のために努力してきましたが、今年も市民要望アンケートや市政懇談会、市民との対話を重ねてきた結果を「要望書」としてまとめました。各項目について検討いただき、2018年度予算に反映されるよう要望いたします。

総務局

【 市長公室 】

国際交流は、姉妹友好都市との交流を深めるとともに、市内在住外国人からの相談に対しては、ニーズに合わせて親切・適切に対応すること。また、市民生活にかかわる相談への対応を充実すること。

【 危機管理 】

1. 防災・減災について

- (1) 首都直下型地震被害想定、ハザードマップに沿った対策を行うこと。
- (2) 防災関係予算を大幅に増額し、予防を中心とした対策を行うこと。
- (3) 避難所の整備、食料の備蓄や避難者が安心して過ごせる対策を強めること。全ての避難所にマンホールトイレの設置を急ぎ、行政防災無線の充実を図ること。
- (4) 海浜地域の津波避難場所確保や液状化対策を行うこと。
- (5) 自主防災組織や避難所運営委員会への支援、避難困難者対策を強めること。
- (6) 家具転倒防止金具の設置を本気で促進すること。
- (7) 蘇我広域防災拠点での二次被害の危険性を明らかにすること。

2. 武力攻撃事態法に基づく「千葉市国民保護計画」は、戦争に市民を総動員し協力させるものであり、凍結すること。

【 総務部 】

1. 清潔・透明な市政へ風通しのよい職場づくりと人事を行なうこと。政治倫理条例の遵守に努めること。
2. 職員の適正配置等について
 - (1) 全職場を総点検し、必要な職員の適正配置を行なうこと。配置基準を下回る社会援護課ケースワーカー、児童相談所児童福祉司を直ちに増員すること。
 - (2) 職員のやる気を引き出し、希望する職場への配置を進めること。

- (3) 女性の幹部職員を積極的に登用し、働きやすい環境を整えること。
- (4) 非常勤職員の待遇を改善し、年収200万円以下の官製ワーキングブ
ア状態の改善に引き続き努めること。
- 3. 市職員の過度な給料カットを中止し、職員の生活を守り、モチベーシ
ョン低下を防ぐこと。

【 情報経営部 】

- 1. 市民にとってメリットのないマイナンバー制度の運用は止めること。
- 2. 情報の公開と透明化を更に徹底するとともに、情報セキュリティを強
めること。
- 3. 市が発注する情報処理業者の作業行程で情報漏れがないよう万全な対
策を講じること。
- 4. 「行革推進プラン」について
 - (1) 市民サービスの低下や後退をつくらず、大型開発等の無駄を削り、簡
素で効率的な行政をめざすこと。
 - (2) 千葉市水道事業を改革し、毎年14億円近い繰入や累積赤字184億
円余となっている原因の究明と、市政の重要問題として所管任せにしな
いで改善すること。
- 5. 外郭団体の改革について
 - (1) 団体の持つ性格と市民サービスは維持しつつ、プロパー職員の生活と
権利を守ること。
 - (2) 外郭団体職員が蓄積してきた専門知識や能力を市の財産として活か
し、市政発展の自覚と誇りを持って働ける職場にすること。
- 6. 指定管理者制度について
 - (1) 指定管理者に委託した事業は、サービスの点検を行い必要な場合は改
善をはかること。
 - (2) 安易に指定管理者への委託は行わず、行政の責任で市民サービスを行
うこと。
 - (3) 指定管理者への委託は低賃金雇用を増やすことになるので、労働条件
の改善に努めること。

7. 事務事業評価について

- (1) 事業の緊急性・必要性、採算性、環境への影響などを計画段階から市民参加で検討する「事務事業評価」制度を設けること。
- (2) 補助金や事業の必要性について、利用者や関係団体の意見を十分聞いて判断すること。

【 総合政策部 】

1. 基本構想と新基本計画について

- (1) 「人間尊重・市民生活優先」の理念に反する市民サービスカット、市民負担の押し付けはやめて、基本構想と新基本計画の理念を生かしたまちづくりを進めること。
- (2) 政令市ワースト1の財政危機を招いた原因である3都心開発などを引き継ぐ、新基本計画と実施計画を速やかに見直すこと。実施計画は、市民生活向上を基本として策定すること。

2. マニフェストに関する「取組事業工程表」について

- (1) 「ハコモノをやめ、行政のムダをカットして財政再建」「財政難を理由に福祉カットはしない」など、マニフェストの公約を守ること。
- (2) 貧困と格差が拡大する市民生活の実態と乖離したまちづくり、千葉駅周辺整備や幕張新都心活性化計画を抜本的に見直すこと。

3. 幕張新都心について

- (1) 千葉市が、調査・計画中のカジノを含む「統合リゾートIR」は、ギャンブル依存症や環境悪化を招くもので、「健全な街づくり」に反しており中止すること。
- (2) 国家戦略特区は、市民利益にかなう事業かを見極めること。

4. オリンピック・パラリンピックの千葉市内での競技開催に期待が高まっているが、必要以上の費用負担は控えること。

5. 千葉市の魅力を発展させる目的の千葉氏、加曽利貝塚、海辺の活用などは、市民に情報を提供しながら多様な意見・要望に耳を傾け、行政からの押し付けにならないようにすること。

6. PFI事業について

- (1) 事業が破綻した際に公的責任が放棄される危険があり、地元企業の参入も困難なことから、安易な導入は避けること。
- (2) すでに実施した施設については、議会と市民に対し定期的に事業報告を行い、情報公開を徹底すること。

7. UR住宅は、市内の公的集合住宅による街づくりと、公的賃貸住宅のセーフティネットとしての大きな役割を認識し、エレベーター取り付けなど住み続けられる住環境整備への働きかけを常に行なうこと。
8. 千葉県との協議の中で、不公平な扱いの県単独事業補助金の是正を強く求め、公平な支出を実現すること。
9. 千葉市水道事業の赤字解消、経営の抜本的改善のため給水原価引き下げなどについて、千葉県水道局と協議し改善すること。
10. まち・ひと・しごと総合戦略について
「地方創生」は、選択と集中で住民自治や市民サービスを後退させることになり、少子高齢化社会の下でも住民に身近な行政を維持し、どこの地域でも安心して暮らせるまちづくりを進めること。

財政局

【 財 政 部 】

1. 市民本位の財政へ転換を

- (1) 「脱財政危機宣言」を解除した背景は、市民負担増とサービスカット、職員給与削減など、市民と職員の犠牲によるものであり、「改善」した財政は削減してきた福祉の復活・向上に回し、貧困と格差が広がる市民生活を改善する財政運営を行うこと。
- (2) 千葉都心開発・幕張新都心開発や本庁舎建て替えなど、大型開発の大胆な見直しで財源を確保し、循環型公共事業の促進、住宅リフォーム助成制度の創設など「千葉市元気サイクル」の推進で、地域経済活性化と税収増を図ること。

2. 財源確保へ国・県にきっぱり要求すること

- (1) 地方創生法に基づく計画は、地方都市の再生にはつながらず、財政難と人口減少など見通し不透明な地方に対し、実情に即した対応と税源移譲等の強化を国に求めること。
- (2) 国庫支出金や地方交付税の増額、生活保護費の全額支給などを強く要求すること。
- (3) 国直轄事業は国の責任と負担で実施するよう求めること。
- (4) 政令市移行時に減額された県単事業補助金を元に戻し、県支出金を増額させて財源を確保すること。
- (5) 幕張メッセの負担金など県事業負担金を中止させること。

【 資 産 経 営 部 】

1. 資産経営について

資産全体が市民共有の財産であり、資産経営方針は市民生活向上のために、確実な運用と有効活用を行なうことを基本にすること。

2. 市庁舎の建て替えについて

- (1) 人口減少が予測される中で、庁舎建て替え基本方針・理念の「将来の変化に柔軟に対応」できるのか、抜本的に再検討すること。

- (2) 「脱財政危機宣言」が解除されても厳しい財政状況に変わりはなく、新庁舎建設は、市民の理解は得られない。「建て替え先にありき」ではなく、市民への説明責任を果たし、市民参加で再検討を行うこと。
 - (3) 市所有となったコミュニティセンターに教育委員会を移し、分散化の解消と家賃負担を解消すること。
3. 公共工事の発注について
 - (1) 公共事業の地元発注を増やすとともに、小規模修繕は工事発注が増えるよう各所管に促すこと。
 - (2) 公契約条例を制定し、引き上げられた労務単価が労働者の賃金向上につながるよう、誓約書だけでなく現場の調査も行ない改善を図ること。
 - (3) 契約不調を解消するため、単価の適正化、発注方式の改善をさらに強めること。
 4. 市の臨時職員や庁舎管理業者の職員に対し、官製ワーキングプアをつくらぬよう適正な賃金を保障すること。

【 税 務 部 】

1. 歳入の根幹をなす市税徴収は適切・公正に取り組み、税収確保に努めること。
2. 税事務所の業務は適切・公正に行い、徴収率と徴収額目標にこだわり、行き過ぎた徴収にならないよう戒めること。「徴収の鉄則」等、市税徴収マニュアルを改善し、納税者に寄添った税務行政を行うこと。
3. 市税徴収のあり方について
 - (1) 担税力のある滞納者には、積極的に働きかけ納税を促すこと。
 - (2) 失業者、営業不振、生活苦や病気などによる納税困難者には、個々の実情に即した納税方法を相談し、滞納整理・徴収行政を行なうこと。
 - (3) 差し押えや生命保険の解約強制など強権的な徴税を改め、国税徴収法の基本に基づいた適切・公正な徴税を行なうこと。
4. 納税困難者には減免や猶予、執行停止制度を積極的に活用し、先進都市を参考に生活保護基準120%以下の世帯には住民税を減免すること。
5. 資本金10億円超の法人には、市民税均等割制限税率を適用すること。

6. 固定資産税について

- (1) 地価の動向を見極め、実態に合わせた算定を行うこと。
- (2) 団地・マンション内のごみ置き場や公園などの共用部分は、固定資産税を減免すること。

7. 債権の解消へ各所管が最大限努力した後に、債権管理へ移すよう徹底し、あくまでも市民に寄添った行政に徹すること。

【 市民自治推進部 】

1. 区役所機能の充実

- (1) 日曜日開庁を増やし、土曜日開庁も取り入れること。
- (2) 中央区役所の移転問題は、住民の理解と納得を重視すること。
- (3) 緑区役所と保健福祉センターの一体化で市民の利便性をはかること。

2. コミュニティセンターについて

- (1) 使用料を無料に戻すこと。
- (2) 利用時間を午後 9 時半まで延長すること。
- (3) 公共施設の駐車場は無料を続けること。

3. 自治会防犯街灯について

- (1) LED化に伴うメンテナンス、球切れの交換は、10年間の保障が過ぎても市が負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。

4. 商店街街路灯について

- (1) メンテナンス、球切れの交換は、防犯街灯と同じく市が保障・負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。

5. 地域課題解決ソリューション運営「ちばレポ」について、毎年検証を行い、市民との協働に資する取り組みにするとともに、市民に新たな負担を押し付けることはしないこと。

6. フードバンクへの食品受付口を市・区役所に設置すること。

【 生活文化スポーツ部 】

1. 消費生活センター職員を増員し、多様化する消費生活相談に対応すること。
2. 男女共同参画行政について
 - (1) LGBT・SOGIについて市独自の相談窓口を設け、全庁的な具体化を進めること。
 - (2) パートナーシップ証明書の発行を行うこと。
 - (3) 女性センターを利用しやすい料金に引き下げ、保育室は0歳児から受け入れること。
3. 平和行政について
 - (1) 平和予算を増額し、千葉市から原水爆禁止・核兵器廃絶・恒久平和のメッセージを発信すること。
 - (2) 「ヒバクシャ国際署名」用紙と回収BOXを公共施設に置き、署名を呼びかけること。
 - (3) 千葉市として「核兵器禁止条約」の批准を国に求めること。
 - (4) 千葉空襲・原爆写真展の開催時に、憲法前文や戦争の教訓を伝える展示を行なうこと。
 - (5) 戦跡の保存計画を持つこと。
 - (6) 平和資料室(館)を常設し、市民が利用できるよう周知すること。
4. 市民会館、文化ホールについて
 - (1) 大ホールのバリアフリー化をさらにすすめること。
 - (2) 子ども達の発表会などは使用料を割引きすること。
5. スポーツ施設は、バリアフリー化と障がい者スポーツの指導者を養成し配置すること。
6. 市立美術館について
 - (1) 美術館の拡張は、情報公開と市民参画を基本にし「美術館のあり方」について検討を行うこと。
 - (2) 開かれた美術館へ、視覚障がい者への対応を行なうこと。
 - (3) 保育施設や音声ガイドを設置すること。
 - (4) 子ども向けの説明員を配置すること。

保健福祉局

1. 生活保護について
 - (1) 国の生活扶助引き下げに対し、元に戻すよう求めること。
 - (2) ケースワーカーを増員し、1人当たりの受け持ち件数を80件までにすること。
2. 民生委員不足を解消し、一人暮らしの高齢者対策など専門職研修を行なうこと。
3. 障害者差別解消法の実施を促すこと。

【健康部】

1. 国民健康保険について
 - (1) 国保への国庫負担金の増額を求め、国保の広域化に反対すること。
 - (2) 一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げること。
 - (3) 保険料滞納世帯の実態を把握せずに資格証明書は発行しないこと。
 - (4) 生活を脅かすような行き過ぎた差し押さえなどの滞納処分は行わないこと。
 - (5) 保険料、医療費一部負担の減免基準を拡げること。
2. 保健所について
 - (1) 精神衛生、新型インフルエンザなどの感染症などに直接関わる分野の職員を増員し、体制の強化と充実を図ること。
 - (2) 市民が持ち込む食品の放射能測定を行うこと。
3. 危険ドラッグ対策を強化すること。
4. 健康食品への安全対策や規制を行うこと。
5. 難病見舞金を復活させること。
6. 千葉市の実情に応じた受動喫煙防止条例を制定すること。
7. 福祉オンブズマン制度を導入すること。
8. 検診事業について
 - (1) がん撲滅へ各種施策を推進し、医療水準の向上を図るための条例を制定すること。
 - (2) がん検診に日曜日検診の拡充を図ること。
 - (3) 乳がん検診、子宮がん検診で、子どもを預かる検診日を拡充すること。
 - (4) 甲状腺がん検診の医療費助成制度を創設すること。

- (5) 国保ドック、脳ドックは上限数や年齢制限などを設けず、希望者全員が受けられるようにすること。
- 9. 手話基本条例を関係者とともに制定し、聴覚障害者福祉の充実をはかること。
- 10. 後期高齢者医療制度を温存させた「新制度」に反対し、負担増となる高齢者への軽減措置を行なうこと。
- 11. 墓地・斎場について
 - (1) 桜木市営霊園の再整備計画を推進すること。応募者が多い合葬墓は、数年間募集数を増やすこと。併せて生前申込者で、連続落選者には優先権を付与するなどの配慮を行なうこと。
 - (2) 平和公園墓地は、残区画の面積を縮小し、多くの市民に安価で供給するとともに、芝生墓地や樹木葬を増やすこと。
 - (3) 斎場の改善要求について、広く利用者や葬祭業者の声を集約し、改善を図ること。

【 高齢障害部 】

- 1. 介護保険について
 - (1) 介護保険制度の改悪後も要支援者でもサービスが継続できるようにすること。
 - (2) 介護保険料・利用料の減免制度を充実させること。
- 2. 介護施設への入所待機者解消へ施設整備をすすめること。
- 3. 介護施設で働く職員の待遇改善を行い、施設のベッドが稼働できるようにすること。
- 4. 地域包括ケアセンターは、中学校区単位に設置し、体制の充実・強化を図ること。
- 5. サービス付き高齢者住宅の建設・運営にあたっては、市独自の基準を作り、入居者の生活を保障すること。
- 6. 介護支援ボランティアは65才から60才に年齢を引き下げ対象の拡大を図ること。
- 7. 敬老祝い金、敬老乗車券を復活させること。
- 8. いきいきプラザ入浴料は、住民税非課税高齢者は無料など減免制度をつくること。
- 9. 「生涯現役」へ、高齢者の社会参加・自立に向けたシステムをつくること。
- 10. 敬老会の補助金は1人当たりで計算して支給し、不平等を改めること。

11. シニアカーの購入に補助制度をつくること。
12. 高齢者・障がい者など災害弱者には、家具転倒防止金具を無償で取り付けること。
13. 65歳以上の障がい者を強制的に介護保険へ移行させないこと。
14. こころの健康センターの職員を増やし、休日・夜間の相談体制を確立するなど活動の充実を図ること。
15. 全庁的な取り組みで、障がい者の雇用促進に努めること。
16. 心身障がい者には医療費一部負担を求めないこと。
17. 障がい者が利用できるタクシーを増やし、料金を軽減すること。
18. 公共施設への障害者専用駐車場整備を促進すること。
19. パーキングパーミット制度を導入すること。
20. 発達障がい支援診断が行える施設を増設すること。区保健福祉センターでの専門相談窓口を設置して支援強化に努めること。
21. 発達障がい支援についてのわかりやすいリーフを作成・配布し、市民理解を促進させること。
22. 障害者施設や家庭内での虐待防止へ相談窓口の設置など万全な体制を作ること。
23. 差別解消法の施策を推進すること。
24. 運転免許証の自主返納者に、公共交通割引支援を行うこと。
25. 買い物弱者対策として、移動販売事業者と連携し、見守り事業も含めた支援策を作ること。
26. 公民館を活用して、経済的困難家庭への学習支援事業を拡充すること。
27. 徘徊高齢者の命と安全を守るため、早期発見に役立つQRコードやキーホルダーなどの新たな支援策を進めること。

こども未来局

【 こども未来部 】

1. 子どもの貧困問題について

- (1) 子ども食堂の立ち上げや運営を支援する制度を創設すること。
- (2) 無料塾や地域で活動する学習支援の取組みに対する支援制度を創設すること。
- (3) 生活保護世帯に限定した給付型奨学金制度を創設すること。
- (4) 全庁が連携し情報を交換しながら取り組むこと。

2. 子どもの虐待防止について

- (1) 児童相談所職員の抜本的な増員と力量を強化し、一時保護の入所期間を短縮させ、日常の生活が送れるよう支援すること。
- (2) 児童養護施設をさらに増やし、里親制度の質の向上と受け入れの推進をはかること。

3. 子どもの医療費助成対象を高校卒業まで引き上げること。

4. 保育行政について

- (1) 公立保育所を整備・充実させること。
- (2) 3才以上児の主食持参ではなく給食で支給すること。
- (3) 保育料無料世帯からおやつ代を徴収しないこと。
- (4) 公立保育所の今後のあり方は、保護者や現場保育士なども含めて検討し意思決定するシステムに変えること。
- (5) 未改修の木造保育所は、リース方式を含め建て替えを急ぐこと。
- (6) 国の保育士配置基準に上乘せし、保育の質を確保すること。
- (7) 庭つきの認可保育所を増設し、保育の質の低下につながる企業の参入は認めないこと。
- (8) 公立保育所及び民間保育園における非常勤パート保育士へ市独自の処遇改善をすすめること。
- (9) 第2子への保育料軽減の拡充、多子世帯の保育料軽減策をはかること。

5. 子どもルームについて

- (1) 入学児童数の増加が見込まれる大規模ルームには、第2ルームを増設し待機児童の解消を図ること。
- (2) 子どもルーム運営においては社協への委託費を増額し、指導員と補助指導員への処遇改善を進め、指導員不足解消に努めること。

- (3) 指導員と補助指導員の待遇改善のため、社協への委託費を増額するとともに、指導員不足を解消し、4年生以上のルームには正規指導員を2名配置すること。
 - (4) 高学年ルームにはエアコンを設置し、生活の場として整備すること。
6. 幼児教育について
- (1) 幼稚園就園奨励費を大幅に増額し、保護者負担の軽減を図ること。
 - (2) 幼稚園施設の耐震診断および耐震工事の早期実現のため、助成制度に取り組むこと。
7. 千葉朝鮮学園への市独自の補助制度を実施し、増額すること。
8. 健全育成事業について
- (1) 「少年自然の家」のPFI事業を検証し、「教育施設の管理運営は行政の責任」を貫くこと。
 - (2) ひきこもりや発達障害など、子どもの問題に取り組む民間団体を支援し、行政としても生涯にわたり継続して支援できるようにすること。

【 環境保全部 】

1. 市民の健康を守る環境対策について

- (1) PM2.5削減対策を推進し、成分分析の公表を行ない、原因を明らかにし、対策を講じること。企業等への対策を申し入れること。
- (2) 喘息など大気汚染被害者の救済制度を創設すること。

2. 赤潮・青潮の発生対策について

- (1) 関係自治体と抜本的な対策を検討すること。
- (2) 県に対し、東京湾の埋立用土砂採取時にできた深堀り後の対策を行うよう求めること。

3. 羽田空港拡張による航空機騒音について

- (1) 飛行ルート下の住民に対する地元説明会を開くこと。
- (2) 航空機騒音は1機毎の最高音とするよう、WHOガイドラインも参考にして改善を求めること。
- (3) 「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」提示の増便計画
 - ① 首都コース以外の時間帯での千葉市上空の増便計画は認めないこと。
 - ② 首都コースでの特別な事情発生時でも、千葉市上空への振り向けは認めないこと。
 - ③ 首都コース直下の住民の反対運動で高度の変更が検討されているが、千葉市上空への影響が懸念されることから、断固拒否すること。
- (4) 米軍横田基地に係る空域(排他空域)の解除を国に求めること。横田空域への乗り入れを拡大し、千葉市での騒音を軽減すること。これらを「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で提起すること。

4. 再生可能エネルギー導入について

- (1) 太陽光発電の助成枠を拡大するとともに、NPOも含めて多様な形態も支援すること。
- (2) 避難場所となる各小中学校への太陽光発電・蓄電池の設置については、国に予算の増額を求め推進すること。
- (3) 一定規模以上の太陽光発電設備は、住環境への影響に配慮し、トラブルの未然防止へ事前説明会の開催と周辺住民の合意を求め、環境に優しい設備にするための条例や指導要綱をつくり、指導調整すること。

- (4) 市民・行政・事業者・金融機関が一体となり、市民ファンド(出資)も活用した太陽光発電設備の普及を進めること。
- (5) (仮称) 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を策定し、再生可能エネルギー普及のため、市民・行政・事業者などの役割を明確にして推進すること。
- (6) J F E内の石炭火力発電所建設計画は中止すること。

【 資源循環部 】

1. ごみ処理について

- (1) プラスチック製容器包装の再資源化を実施し、焼却ごみ量の削減と温室効果ガス排出量削減目標を達成すること。必要な費用は、家庭ごみ手数料と粗大ごみ手数料を活用すること。
- (2) 家庭ごみ収集量の減に伴う収集車両をプラスチック輸送に振り向けること。
- (3) 事業系ごみの分別収集のうち、大規模建築物に立地する事業者のごみの自前処理を徹底し、引き続き削減すること。
- (4) 事業系紙ごみの分別排出の徹底で引き続き削減すること。

2. 清掃工場について

- (1) 北谷津清掃工場の建て替えに導入する新技術のガス化溶融炉については、維持管理費の増加や爆発事故の検証、二酸化炭素の排出など、十分な調査の上で再検討を行うこと。
- (2) 環境局の千葉市に都合のよいデータを使った説明や二酸化炭素の大量排出元の責任を問わない姿勢は、行政責任の放棄であり改めること。
- (3) 清掃工場整備計画の新港清掃工場23年リニューアル計画は再検討し、他都市での同施設の使用期間を参考に長期使用に転換すること。

3. 集団回収への補助単価を引き上げ集団回収団体の活動を支援すること。

4. 高齢者・障がい者などの一般ごみの排出は、補助金だけでなく希望する世帯からの個別収集システムをつくること。

5. 市独自の水源保護条例の制定で産業廃棄物処分場を規制すること。

6. 公共施設での雑誌回収拠点を増やすこと。

7. 剪定枝や生ごみの分別回収を行なう地域を増やすこと。

【 経 済 部 】

1. 不況対策について

- (1) 地域経済振興条例を制定し、中小企業の活性化とにぎわいのある商店街育成を図ること。
- (2) 商店街リフォーム(高崎方式)を取り入れること。
- (3) 市内中小企業や商店の悉皆調査で問題点や課題を明らかにすること。
- (4) 昭和の森花火大会や下田町花火大会へ運営補助金を出し、地域活性化につなげること。

2. 労働・雇用対策について

- (1) ふるさとハローワークを月に1度は土曜・日曜・祝日も開設すること。
- (2) 市独自にサポステへの財政的支援を行い、若者の就労・自立を応援すること。

3. 中小業者の営業を支援するために

- (1) トライアル発注認定事業については、市内中小業者の育成・活性化につながることから、周知・啓発し、認定商品の普及に努めること。
 - (2) 市独自の不況対策事業資金緊急融資制度を創設し、当面200万円の無担保・無保証・無利子で実施すること。
 - (3) 駐車場対策で悩む商店街には「鯖江市方式」を取り入れること。また、中小商工業者の営業を守り応援するため、駐車取り締まりの柔軟な対応を県に求めること。
 - (4) 「ブラック企業・ブラックバイト」に対する相談窓口を設置し、大学や指導監督機関と連携を図り、若者の生活、健康、権利を守ること。
 - (5) 高校生や学生アルバイト向けに、働くルール記載のリーフレットを作成し配布すること。
- ### 4. 幕張メッセの改修は、県の責任で実施すべきであり、千葉市への費用負担は拒否すること。

【 農 政 部 】

1. 持続可能な農業経営への支援について

- (1) 持続的な経営が保障され、安心して農業が営めるよう市の予算を増額すること。また、価格保障を充実させること。
- (2) 米作の減反はやめ、米価の暴落対策として過剰米の買い上げや「下支え」などを政府に求め、米作農家の経営安定のため支援を行なうこと。
- (3) 新しい農業を始める者への自立支援制度を市独自で助成制度をつくること。
- (4) 生産価格保障、生活相談などを活発化し、営農への支援を行なうこと。

2. 耕作地を守り農業後継者を育てる

- (1) 農業後継者対策、新規就農対策のための予算をさらに増額すること。
- (2) 新規就農者に月15万円を3年間保障する制度を創設すること。

【 地方卸売市場 】

1. 市場の顧客誘致・消費者サービスのため、市内小売店・買い出し人に特別価格で卸し、市民感謝デーを増やすこと。
2. 市場の利用店を開拓するための積極的な営業活動を行なうこと。
3. 場外市場を設置して市民を呼び込み、生鮮食料品等の入荷増につなげる
- こと。
4. 仲卸業者の経営改善と安定のために、場内の空き店舗を活用するなど市として支援を行うこと。

都市局

【 都 市 部 】

1. 都市計画について

- (1) 地域の開発計画、土地利用計画は、住民代表や専門家を参加させ、民主的に協議し、市議会の承認を得ること。
- (2) マンション建設は、高さ制限に基づき、良好な街並みの維持と住環境を守ること。また、業者と住民との話し合いを保障し、共存共栄できる実行力のある「まちづくり条例」を制定すること。

2. 都市開発事業について

- (1) 都市再生推進計画に基づく「副都心づくり」は、今後の計画を中止し、市民福祉の向上につながる土地利用を図ること。
- (2) 千葉港湾整備事業、2本目の旅客船棧橋整備は費用対効果を明らかにし、見直すこと。
- (3) 人工海浜「幕張の浜」の防災林の伐採はやめること。

3. 都市交通について

- (1) 住民の要望や状況を踏まえ、公共施設を結ぶコミュニティバスやデマンドタクシーを全区で運行すること。
- (2) バス停へのベンチ設置のための補助制度を創設すること。
- (3) 京成全駅のバリアフリー化を図ること。
- (4) モノレールについて
 - ① 高すぎるモノレール運賃を引き下げ、利用客拡大を図ること。
 - ② 通学定期をJRのように中学・高校・大学の3段階にすること。
 - ③ 高齢者敬老切符(仮称)を発行し、利用を促進すること。
 - ④ 転落防止対策を強化すること。

【 建 築 部 】

1. 市営住宅について

- (1) 公営住宅法の理念に基づいて入居者救済対策を講じ、保証人なしでも入居できるようにすること。
- (2) 公営住宅の建設・整備のために予算を大幅に増やすこと。当面、低費用で可能な準耐火住宅のリフォームを急ぎ、入居を促進すること。

- (3) 高齢者や身障者用の単身住宅を増やし、減免制度の限度額を引き上げること。
- (4) 水道の直結方式、二階建ての手すりの取り付けなど整備を図ること。
- (5) 住宅長寿命化・再整備計画について
 - ① 計画で住居数が減少しても、新規入居希望者に応えられる戸数は確保すること。
 - ② 高い応募倍率を踏まえ、さらに市営住宅を増やすこと。
 - ③ 適正に管理されている空き家の活用も行うこと。
 - ④ 入居者数の減少と高齢化で、居住者が管理するのは困難となっている空き家の樹木の剪定など、共益費は市が負担すること。
- (6) 中層住宅にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を図ること。
- 2. 地元業者への支援対策として、住宅リフォーム助成制度を創設し、地域経済の活性化と雇用拡大を図ること。
- 3. マンション対策について
 - (1) マンションの修繕、改善に無保証人融資制度の導入やバリアフリー化の工事費助成を充実させること。
 - (2) ガス管はガス事業者へ移管するとともに、水道は事業者の責任で直結方式に変えるよう求めること。
- 4. 特定優良賃貸住宅について
 - (1) 入居基準や家賃の改善を行い、家賃引き下げは、新規入居者以外にも適用し、入居しやすくすること。
 - (2) 特優賃の期限が終了し、市営住宅に転換可能な住宅については、オーナーと協議して市営住宅として活用すること。
 - (3) 平成31年4月末で全戸数の管理が終了することを踏まえ、新たなファミリー向け住宅を提供すること。
- 5. 住宅の防災性能の向上
 - (1) 戸建住宅の耐震診断と改修に対する助成基準を緩和し、制度の利用数を増やすこと。
 - (2) 住宅リフォーム制度の創設と合わせ、耐震改修とリフォームを同時に助成できるようにすること。
- 6. 空き家を有効に活用するために、高齢者や障がい者、子育て世代に提供できるようにすること。また、高齢者や障がい者、ひきこもりなどの居場所として活用すること。

7. 空き家を有効に活用するためにも、管理と活用を統一して取り組める部署を設置するとともに、補助制度を創設すること。

【 公園緑地部 】

1. 公園の整備・管理について

- (1) 公園予算を増額して、地域住民の要望に応じ遊具(健康遊具)の設置・更新、砂場の定期的清掃と衛生管理に努めること。
- (2) 草刈、枝の剪定回数を増やし、バリアフリー化や必要な照明・手洗所・トイレの設置とリニューアルを進めること。
- (3) 条件に応じてドックラン、バスケットゴール、BMX・スケートボード場、グランドゴルフ場を増設すること。
- (4) 災害時の避難場所としての機能が果たせるよう、水道・トイレなどが設置された公園を増やすこと。
- (5) 蘇我スポーツ公園は、当分の間は現状に留め、空地を自由広場などとして有効に活用すること。

2. 動物公園について

- (1) 入場料・駐車料金の負担軽減に努めること。
- (2) 福祉用具として導入した電動車椅子の利用料は無料にすること。

建設局

【 土 木 部 】

1. 土木事務所の機能強化について
 - (1) 市民生活の安全につながる土木事務所の予算を増やし、体制も強化すること。
 - (2) 市民からの要望に迅速に応えられるよう現業職員を増やすこと。
2. 側溝の管理は市の責任で行ない、地元住民と協力して清掃すること。
3. 私道整備の助成制度を改善し、整備の促進を図ること。昭和46年の都市計画法施行以前の開発による宅地内規格外道路は、適用除外として市が整備すること。
4. 自転車駐車場について
 - (1) 自転車駐車場を駅近くに新・増設し、監視員を増員して整備すること。
 - (2) 駅から離れた自転車駐車場は無料とし、利用しやすくすること。
 - (3) 自転車レーンを大幅に増やし、走行しやすくすること。
 - (4) 駐輪場の縮小や廃止は慎重に行うこと。

【 道 路 部 】

1. 地域高規格道路や市負担金が発生する直轄国道などをはじめ、大型道路の建設は見直すこと。
2. 126号線、加曽利交差点改良整備をすすめ、51号線北千葉バイパスの木更津方面とのアクセス整備を促進すること。

【 下水道管理部 】

下水道使用料経営委員会は、企業負担の見直しを行い、生活排水については使用料を引き下げること。

【 下水道建設部 】

1. これまでの豪雨被害を検証し、時間当たり100ミリの雨量に対応できる総合的な雨水整備を行なうこと。
2. 水害地域への対策強化について
 - (1) 集中豪雨・ゲリラ豪雨などで被害が発生した場所への対策を強め、再発を防止すること。
 - (2) 下水道污水管から雨水が噴き出す不適切箇所への対策を講ずること。
 - (3) 水路の上流や中間部に調整池等を整備し、浸水被害を防ぐこと。

消防局

1. 消防設備の拡充・整備について

- (1) 消防広域化にともない、消防・救急活動に支障が起きないようにすること。
- (2) 職員と国の消防整備指針の水準まで若い職員を増やし、科学消防体制をより充実させること。
- (3) 地震による危険箇所の点検、避難場所の明確化、訓練の強化、火災の初期対応へ2輪車の消防車（赤バイ）を整備すること。

2. 地域の防災組織および、町内自治会館の未設置地区に、資材置場としての消防小屋（倉庫）を設置すること。

3. 救急救命士を一層充実させて救命率の向上を図り、「国民保護法」には組みせず、独自に危機管理意識を高めること。

4. その他

- (1) 消防団員の報酬および出動手当等の待遇改善を図るとともに、詰所のトイレ・流しなどの設置を早急に行なうこと。
- (2) 住宅用の火災警報器設置率を高め、普及に努めること。
- (3) 消防団員の充実のため学生消防団員には奨学金制度などを設け、地域消防力を強化すること。
- (4) 女性消防職員が働き続けられる環境を整えること。
- (5) Jアラートシステムについては、市民の立場に立って運用すること。
- (6) 職員採用での色覚検査は時代に合わないので廃止すること。

水道局

1. 毎年発生する赤字について、経営改善のための抜本的な対策を講じる
こと。
2. 水道料金は、千葉市による給水も千葉県からの給水も「市民は同額」
を貫くこと。
3. 水道事業の赤字解消のために
 - (1) 給水原価と供給単価との差を解消するため、県水道局に改善を求める
こと。
 - (2) 202億円かけて確保した水源を有効に活用すること。
4. 未給水地域への水道敷設を促進するために、井戸水が汚染されている
泉地域への敷設対策の実施など条件整備を行うこと。
5. 水道事業検討委員会を設置し、経営の改善を図ること。
6. 水道運営協議会を充実させ、市水道事業のあり方・経営について協議・
検討すること。
7. 中高層住宅に対し、直接給水を全面的に実施すること。

病院局

1. 市立病院について

- (1) 自治体病院綱領に基づいて政策医療に取り組み、いつでも誰でも安心して受診できる公的医療機関としての役割をはたすこと。
- (2) 医師・看護師の増員と、アスベスト被害の専門医などを確保し、安心して医療が受けられる体制を確立すること。
- (3) 市立青葉病院は、運営補助金の増額を県に要求し、児童・精神科病棟の充実を図ること。
- (4) 市立海浜病院は、病院までの交通アクセスを改善し、全科とも24時間体制の確立と救急医療体制の万全を図ること。

2. 救急医療に対応できる医療機関、特に産婦人科医、小児科医を増やし、地理的偏在と救急患者の受け入れ拒否をなくすこと。

3. 海浜病院の老朽化対策を行うこと。

4. リニアックの運用については、利用者の視点から見直しをはかること。

5. 心臓血管外科手術の死亡事案について、再発防止対策と市民の理解が得られるよう対策を講じること。

教育委員会

1. 憲法の理念を尊重し、どの子にもわかる授業・楽しい学校をつくる
 - (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。
 - (2) 発達障がいの子供生徒への支援強化のため、養護教育センターの相談員の増員。特別支援教員指導員の増員をはかり、インクルーシブ教育の推進に努めること。
 - (3) 発達障がい者支援センターや放課後等デイサービス事業者による学校への出張支援事業など協力して支援に取り組むこと。
 - (4) 特別支援学校は、重度重複障がい児の受け入れ施設を整備し、必要な教職員配置を市独自に検討すること。普通学級に障がい児が入学した際には、増置教員・補助指導員を配置すること。
 - (5) 軽度発達障がいの児童生徒における特別支援個別計画を作成し、進級時など切れ目ない支援に努めること。
 - (6) L G B Tと発達障がいにおける対応や理解促進の研修を全ての教員に実施すること。
 - (7) 学校図書館の貸出電算化を図り、図書館指導員の待遇を改善し、資料費予算を増やすこと。
 - (8) 児童生徒が千葉交響楽団の音楽など文化・芸術に触れる機会を増やし、資料費予算を増額すること。
 - (9) 農山村留学や高原千葉村の自然教室など校外学習は、職員体制を強化して安全を確保しながら、継続して実施すること。
2. 学校適正配置による統合校は安易に売却せず、住民が要望する施設として生かすこと。
3. 学校施設整備について
 - (1) 屋内運動場は避難所であり、多目的トイレなど機能を充実させること。
 - (2) 屋内運動場に熱中症対策として温度計を設置すること。
 - (3) 小中学校の老朽化対策やトイレ改修と併せて、早期に普通教室へエアコンを設置し、校庭の芝生化を計画的にすすめること。
 - (4) 雨漏り、床剥がれなどの老朽化に対応するため、老朽化対策予算を増額して早期改善に努めること。

- (5) トイレ洋式化は便器のみ改修する簡易手法を増やし、更なる洋式化を推進すること。
 - (6) 学校教育審議会でのエアコン整備に向けた議論には、熱中症の状況など子どもたちの教育環境の実態を資料として提出すること。
 - (7) 新年度予算において調査費を計上し、エアコン整備計画を立てること。
4. 学校給食は、アレルギー児も食べられるよう、給食センターに設備と機材を整備し対応すること。
 5. 父母負担の軽減と就学援助について
 - (1) 就学援助の支給基準を生活保護の1.2倍以上とし、捕捉率を高めること。
 - (2) 周知度が低い就学援助制度は、申請用紙を全児童に配布し、全児童からの回収方式や郵送など学校以外でも受理できるよう改善すること。
 - (3) 援助費の増額を国に求め、市独自の上乘せ施策を充実させること。
 - (4) 小学校入学時にも前倒し支給を行うこと。
 - (5) 大学・専門学校など高等教育関係の給付型奨学金制度を創設すること。
 6. 生涯学習の振興について
 - (1) 老朽化した図書館の建替えやバリアフリー化を実施すること。また、公民館や学校図書室との連携、開館時間や休館日を改善すること。
 - (2) 公民館について
 - ① 管理運営は民間に任せず、直営と無料を堅持すること。
 - ② 社会教育主事の増員と研修の強化で、公民館活動を充実させること。
 - ③ 学生が利用できる学習スペースを増設すること。
 - (3) 科学館はコスト削減より、市民参画による充実をはかること。
 - (4) 「特別史跡」の加曾利貝塚は、予算を増額して博物館の改修や駐車場整備を行い、パンフレット増刷、案内板整備、グッズ販売などを実施して広報を充実させること。
 7. 教科書の展示会場ではコピーも可能にするよう改善すること。
 8. 教職員の負担軽減について
 - (1) 教職員の多忙解消を解消し、授業準備や子どもと向き合う時間を保障すること。
 - (2) 部活動休養日の徹底や外部指導員の推進、事務支援員を増員すること。
 - (3) 臨時教員の正規化をすすめること。

選挙管理委員会

1. 公営掲示板の改善

- (1) 設置箇所を増やし、人が集まり有権者の目に触れる場所を選ぶこと。
- (2) コミュニティセンターや「いきいきプラザ」、公民館など有権者が多く利用する場所に設置すること。

2. 超高齢化社会への対応について

- (1) 投票所を思い切って増設すること。
- (2) 投票区域が違ってても身近な投票所で投票できるよう改善すること。
- (3) バリアフリーの投票所を増やすこと。
- (4) 在宅投票制度を緩和すること。
- (5) 郵便投票の改善を図ること。

3. 期日前投票ができる投票所の設置

- (1) 花見川区・若葉区・緑区の商業施設に投票所を設置すること。
- (2) 市内にある大学構内に投票所を設置すること。
- (3) 千葉駅に6区全ての市民が投票できる共通の投票所を設置すること。

4. 選挙権を保障するために

- (1) 病院や老人ホームへの入院・入所者の投票を保障するため、基準を緩和し投票所を増やすこと。
- (2) 全ての選挙で、点字・大文字・音声版の選挙公報を発行すること。
- (3) 市内全ての公立小中学校で、模擬選挙授業を実施すること。
- (4) 投票所の案内表示板等は、投票終了時間まで掲示しておくこと。

農業委員会

1. 食料自給率を向上させ、千葉市農業を守る先頭に立つこと。
2. これまでの意見の公表や建議などを堅持し「農家の代表機関」としての農業委員会の役割を堅持すること。
3. 市長等への建議書は継続し、実効性を伴うよう数値目標の設定や進捗状況を明記すること。
4. 農業を守り、農地の有効活用を
 - (1) 耕作放棄地を有効活用し、食料自給率を向上させること。
 - (2) 農地の開発は、計画が農民や地域住民の暮らしの改善、要求にかなうものにする。
5. 後継青年、女性を農業委員に抜擢し、若者や女性の視点・意見を反映させること。

議 会

1. 議会棟内を電動車イスでも移動できるように改善すること。
2. 傍聴席にヒアリンググループを設置すること。
3. 傍聴者のために保育室を設置すること。
4. テレビやネット中継でも、資料映像が見られるようにすること。